⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　配置予定監理（又は主任）技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむ得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
⑸　専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　契約書作成の要否　要。
⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑼　開札後、予定価格の範囲内の価格で入札したすべての者に対して施工体制確認のヒアリング等を行う。また、追加資料の提出を求める。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も４⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、２⑵に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
⑿　契約後ＶＥの提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⒀　技術提案に対する留意事項　競争参加資格の審査において、技術提案の提出がない場合又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。
⒁　その他詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement the procuring entity: Koike Shinichiro Director-General of the West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Kochi Airport new Government building Construction
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic procurement system: 14: 00 January 10, 2023
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic procurement system: 17: 00 March 9, 2023 (tenders brought along with: 17: 00 March 9, 2023)
⑹　Contact point for the notice: Contract Division, General Affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41 Otemae Chuo-ku Osaka 540―8559 Japan. TEL ＋81―6―6937―2708

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年12月２日
契約責任者　東日本高速道路株式会社
東北支社長　田仲　博幸
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東北支社管内　路側無線設備工事
⑶　工事場所　特記仕様書、金抜設計書又は設計図面に記載のとおり
⑷　工事内容　特記仕様書、金抜設計書又は設計図面に記載のとおり
⑸　工事概算数量　特記仕様書、金抜設計書又は設計図面に記載のとおり
⑹　工期　特記仕様書、金抜設計書又は設計図面に記載のとおり
⑺　使用する主要な資機材　特記仕様書、金抜設計書又は設計図面に記載のとおり
⑻　本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日推進工事（発注者指定方式）」である。
⑼　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。
余裕期間（工事着手期限）：特記仕様書、金抜設計書又は設計図面に記載のとおり
2　競争参加資格
⑴　審査基準日（下記３⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和５年３月31日までに、工事種別「通信工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1,150点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1,150点以上である者による２者で構成された特定建設工事共同企業体・甲型（共同施工方式）（以下「特定ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの場合は、全ての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。
⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）
⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）に、東日本高速道路株式会社から「地域２（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　審査基準日において、平成19年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事ａかつｂの施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。
同種工事ａ　公共的施設において、施工延長が1.0km以上の通信ケーブル（光・メタル）について、次の①から③に示すすべてを実施した工事　①　施工延長1.0km以上の敷設　②　ケーブル相互の接続　③　試験調整
同種工事ｂ　自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）
本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。
また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事は、企業の施工実績として認めない。
イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事
ロ）上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事
⑹　下記に示す条件を満たすこと。
①　平成19年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した工事において同種機器に係る納入実績を有すること。又は、競争参加希望者が本工事において設置するＥＴＣ設備の製造予定業者が同種機器に係る納入実績を有すること。
同種機器　ＥＴＣ設備
②　本工事において設置するＥＴＣ設備について、機器の故障、システムの機能障害時に、東日本高速道路株式会社からの連絡に対し24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制があること。